

1. かじき等流し網漁業について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の省略については、その内容が都道府県によって担保されれば省略することに支障はない。

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

地域漁業管理機関に漁獲状況を報告する必要があることから、近海かつお・まぐろ漁業と同様の報告項目が必要となるため、現在の報告様式を変える（一覧表方式に変更する）ことはできない。

2. 沿岸まぐろはえ縄漁業について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の提出の省略については、広域漁業調整委員会指示に基づく承認申請手続と同様に、都道府県によって担保されるのであれば省略することに支障はない。

なお、同一船舶が指定省令に基づく近海かつお・まぐろ漁業の許可申請をしている場合、又は同一船舶により既に当該許可を受けている場合にあっては、既に「漁船原簿謄本」及び「船舶検査証書」の提出の省略を認めている。（沿岸まぐろはえ縄漁業届出船舶の約8割が近海かつお・まぐろ漁業許可船。）

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

地域漁業管理機関に漁獲状況を報告する必要があることから、大臣許可漁業である遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業と同様の報告項目が必要となるため、現在の報告様式を変える（一覧表方式に変更する）ことはできない。

3. 小型するめいか釣り漁業について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の省略については、その内容が都道府県によって担保されれば省略することに支障はない。

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

現在の報告様式に定められた項目は、資源評価の必要性から、旧大・中型いか釣り漁業に準じて設定されており、減らすことは出来ない。そのため、それら報告項目を一覧表で表現した場合長大なものとなり、一覧表で表現することは困難であるため、一覧表方式に変更することはできない。

4. 暫定措置水域沿岸漁業等について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の提出の省略については、広域漁業調整委員会指示に基づく承認申請手続と同様に、都道府県によって担保されるのであれば省略することに支障はない。

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

一覧表方式で行うことについて、現行で報告を受けている内容が担保されれば支障はない。